

令和7年度「千葉県奨学のための給付金（家計急変）」制度について

災害などを起因として家計が急変した世帯（※）への支援を行います。

※ 定年退職、自主退職等は対象外となります。

1 給付金の支給対象となる世帯

申請日の属する月の初日を認定基準日とし、当該期日に以下のすべての要件に該当する世帯が対象となります。

- (1) 家計急変後の保護者等（父・母である場合は両方）の収入が、住民税非課税相当額等であること（生活保護（生業扶助）受給世帯は除く）※

【収入・所得の目安】

世帯構成	年収基準額	年間所得基準額
2人世帯	約204万円	135万円
3人世帯	約220万円	147万円
4人世帯	約270万円	182万円
5人世帯	約320万円	217万円
6人世帯	約370万円	252万円

※ 専攻科の生徒の場合、家計急変後の保護者等の収入が、年収約380万円未満の世帯（扶養する子が3人以上いる場合は年収約600万円未満）の世帯も対象となります。

- (2) 保護者等が千葉県内に在住していること。

※ 県外に在住している場合には、在住している都道府県へ申請することとなります。

- (3) 高校生等が認定基準日に在籍し、修学していること。

2 支給額（高校生等1人あたり年額）

家計急変した月により給付額が異なります。

○6月までに家計急変 → 満額（下記年額）

○7月以降に家計急変 → 年額／12×家計急変月の翌月～3月までの月数

例）7月家計急変、区分①の場合 → $152,000 / 12 \times 8月 = 101,333円$

給付区分	支給額（年額）
①全日制・定時制（非課税相当）	152,000円
②通信制・専攻科（非課税相当）	52,100円
③専攻科（年収約380万円未満の世帯（②を除く）※）	10,420円

※ 扶養する子が3人以上いる場合は年収約600万円未満まで対象

3 申請方法

○保護者等が千葉県内に住所を有し、子が千葉県内の私立高等学校等に在学している場合

・・・・・・在学する私立高等学校等を通して申請してください。

（申請書類・提出期限等は学校の指示に従ってください。）

○保護者等が千葉県内に住所を有し、子が千葉県外の私立高等学校等に在学している場合

・・・・・・千葉県総務部学事課（私学振興班）へ直接申請（郵送）してください。

●申請書類 千葉県のホームページからダウンロードしていただくか、千葉県総務部学事課へご連絡ください。（県から郵送いたします。）

●提出期限 **令和7年12月19日（金）**まで随時受付します。（当日消印有効）

※特段の事情により、提出期限を過ぎる場合は、下記連絡先までご連絡ください。

<千葉県ホームページ>

<https://www.pref.chiba.lg.jp/gakuji/shiritsutou/gakuhi-josei/josei-kyuufukin-kakei.html>

問い合わせ・提出先：千葉県総務部学事課（私学振興班）

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 TEL 043-223-2162